　　学生林業現地授業実施委託業務業者選定

　　 　　公募型プロポーザル実施要領

　本要領は、内子町が林業従事者確保の促進を目的に町内中学校を対象に林業関連の授業を行う事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

１．目的

　内子町は総土地面積に対して林野率が約77％を占めており、環境保全及び災害防止の観点から林業従事者による森林整備の必要性が高い町である。しかしその一方で町内の林業従事者数は2010年の175人から10年後の2020年には122人へと減少しており担い手の確保が課題となっている。

　対策として町内外から林業事業者を募る他に、町内学生を対象に林業事業者及び森林について知見を広め将来の職業選択肢に林業従事者が浮かぶことを目的に職業体験の形で町内学生への授業を行い、潜在的な林業従事者を創出することがあげられる

　本プロポーザルでは、内子町と連携して授業の資料作成及び準備を含めた授業実施に取り組む事業者を選定することを目的とする。

なお、授業実施は後述７．におけるスケジュールにて町内中学校３校に対して実施する。授業形態は１コマ50分授業を午後２コマ行う。そのうち前半１コマを座学、後半１コマを事前に撮影した林業現場もしくは木材加工場についての映像を基に授業を実施するものとする。

２．事業者に求める業務

1. 授業で使用する内容立案及び資料の作成
2. 授業の準備及び実施

３．見積もり限度額（消費税及び地方消費税込み）

　２，２１１，０００円

４．契約期間

　契約締結の日から令和７年６月３０日までとする。

５．事業者選定方法

　公募型プロポーザル方式とする。

６．参加要件

　本プロポーザルの参加にあたっては、下記の要件を全て満たしていることを条件とする。

（１）令和７・８年度「内子町入札参加資格者名簿（物品・役務）」に登録され、競争入札参加者の資格を得ているものであること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する法人等でないこと。

（３）役員（法人でない団体の代表又は管理人を含む。）及び実務責任者に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。

　　　ア　破産者で復権を得ない者

　　　イ　禁固以上の刑に処さられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　　　ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

（４）次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

　　　ア　商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等

　　　イ　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

　　　ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。）

　　　エ　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

（５）国税及び地方税について滞納がないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う法人等でないこと。

（７）本業務に類似する業務を実施した実績があり、業務遂行に必要な能力や  
技術を十分に有する者であること。

７．募集および選定スケジュール

　　公募開始 　　　令和７年４月１日（火）

　　参加申込書提出および質問書受付期限　　　　　令和７年４月10日（木）午後５時まで

　　質問回答（予定） 　　　令和７年４月11日（金）

　　企画提案書等の提出期限　　　　　　　　　　　令和７年４月16日（水）午後５時まで

　　プレゼンテーション審査 　　　令和７年４月21日（月）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後２時から

　　審査結果通知・公表 　　　令和７年４月28日（月）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（予定）

　　授業実施日 　（内子中学校）令和７年６月12日（木）

（五十崎中学校）令和７年６月25日（水）

（大瀬中学校）令和７年６月27日（金）

８．質問の受付

　　質問の受付及び回答に関する手続きは、次のとおりとする。

（１）受付期限

　　　　令和７年４月10日（木）午後５時必着

1. 受付方法

　別添の質問書（様式２）により「12．提出・問い合わせ先」に示す宛先に電子メールで提出すること。

1. 回答方法

　参加申込書の提出があった全ての者に対し、電子メールおよび内子町HPへの掲載により随時回答する。

　なお、質問書によらない質問及び期限を過ぎた質問には回答しない。

９．応募の手続き

　　本プロポーザルに参加しようとする者は下記のとおり書類を提出すること。

1. 提出書類

　参加申込書（様式1）

提出期限

令和７年４月10日（木）午後５時必着

1. 提出方法

　「12.提出・問い合わせ先」の住所に持参もしくは郵送による。

通知

　参加申込を受け付けた者には、提案者番号を、電子メールにて送付する。

1. その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式３）を電子メールに添付して提出すること。

10．企画提案書等の提出

（１）提出書類

　　　ア　企画提案書（様式任意）※別紙仕様書を留意の上作成

　　　　　ファイル名は「ア企画提案書\_提案者番号」とすること。

　　　イ　実施体制表（様式任意）

　　　　　ファイル名は「イ実施体制表\_提案者番号」とすること。

　　　ウ　実績資料（様式任意）

　　　　　ファイル名は「ウ実績資料\_提案者番号」とすること。

　　　エ　見積書（様式任意）

　　　　　別紙仕様書に記載されている事項を実施するにあたり必要となる費用総額を税抜、税込でそれぞれ記載すること。

　　　　　また、別紙仕様書内６の①により再委託を行う際は、再委託費用額を費用総額に含めること。

1. 提出期限

　令和７年４月１６日（水）午後５時必着

1. 提出方法

　提出書類のデータ（PDF形式）を電子メールに添付して提出すること。

　　　　なお、メールの件名は「学生林業現地授業実施委託業務業者選定\_企画　提案書等」とすること。

1. 留意事項

・提出書類は、原則としてA4判の用紙を用い、横書きとすること。

・提出書類には、提案者を特定することができる内容の記述をしてはならない

・提出書類のファイルサイズは、合わせて10MB以下とすること。

・提案書類の提出は、参加申込者１者につき１案とする。

・提出書類提出後の差し替えや修正、追加等は認めない。ただし、審査に必要と認める場合は、補足資料の提出を求める場合がある。

11．企画提案書等の作成方法

（１）企画提案書

　　　記載事項

　　　生徒がより林業就業への興味を持つためにどのような手法・映像の題材等を用いて授業（座学・映像に基づく授業）を行うか説明すること

（２）実施体制表

　記載事項

本業務を実施するための人員配置や連携体制について、必要に応じて体制図も用いて記載すること

（３）実績資料

記載事項

　①類似業務等の実績

　本業務に資する業務等の実績を有する者は、当該実績を記載すること。

　・森林関連または職業体験に関する講義実績

　・地方自治体が発注した講演の受注実績

　②本業務に取り組むアピールポイント

　　　　　本業務に取り組む想い、意気込み等を記載すること。

12．参加申込書及び企画提案書等　提出・問い合わせ先

　　内子町役場農林振興課

　　所在地：〒791-3392　愛媛県喜多郡内子町内子1515番地

　　電話番号：0893-44-2123

　　メールアドレス：sangyoshinko-s@town.uchiko.ehime.jp

13．プレゼンテーションの実施

　　提出された企画提案書等について、プレゼンテーションおよび質疑応答を行う。

（１）実施日・場所

　　　　実施日　令和７年４月21日（月）14時から

　　　　場　所　内子町役場本庁４階　第３会議室

　　　　※詳細は、参加申込者に別途通知する。

（２）実施方法

　　ア　プレゼンテーションの順番は、原則として参加申込書の受付順とする。

　　イ　所要時間は、１者につき30分以内

（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）とする。

　　ウ　出席者は３名以内とし、提出した企画提案書等をもとに説明するものとする。

　　エ　プレゼンテーションにあたり、机・椅子・電源・プロジェクター・スクリーンは本町で用意する。パソコン及び必要物品は参加者で用意すること。

14．契約候補者の選定

（１）選定方法

　　ア　町が設置する審査委員会において、企画提案の評価を行い、評価の平均が60点以上となったもののうち、全員の合計が最も高いものを受託予定者とする。

　　イ　審査は非公開で行う。

　　ウ　参加申込者が１者であった場合も審査を行うものとする。

　　エ　審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

（２）審査結果の公表

　　　　審査結果は、全ての参加申込者に書面で通知するとともに、本町のホームページで公表する。

15．欠格事項

　　次のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお受託予定者が失格となっ　　  
　　た場合は、次点のプロポーザル上位者を受託予定者とする。

（１）資格要件を満たしていない場合

（２）提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

（３）提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

（４）募集要領に違反すると認められる場合

（５）その他、不正な行為があった場合

（６）３．見積もり限度額で定める上限価格を超える提案である場合

16．その他

（１）本プロポーザル参加にかかる経費は、全て提案者の負担とする。

（２）全ての提出書類は、返却しない。

（３）提出書類は、審査の目的以外で、無断で使用しないものとする。

（４）提出書類の著作権は参加申込者に帰属する。ただし、協定の締結者の提出書類は、内子町が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。

（５）提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、参加申込者の同意を得て、HP等で公表することがある。

（６）本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については町が別に定める。